

標 題：

1974年海上人命安全条約
改正第Ⅱ－2章、第18.7規則

NK テクニカル インフォメーション

No.107

平成4年6月16日

船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1992年2月1日付で発効した標記改正規則により、塗料庫と可燃性液体収納庫には、主官庁の認める適当な消火設備の設置が要求されることは、先のテクニカル・インフォメーション(No. 104、平成4年1月31日付)でお知らせしたとおりですが、この度、各主官庁の取扱いが添付別紙のとおり定まりましたのでお知らせ致します。

なお、別紙に示された主官庁以外については、各国政府の指示があり次第、お知らせ致します。

本件についてのお問い合わせは、新造船については本会機装部また既存船については検査技術部宛お願い致します。

以上

国 名	新 船	現存船
日 本	可搬式消火器	可搬式消火器
パ ナ マ	可搬式消火器	可搬式消火器
リ ベ リ ア	未定	1. 甲板床面積 10 m^2 毎に 1 個の可搬式消火器 (6.8kg CO_2 あるいは 4.5kg 粉末) 2. 甲板床面積が 20 m^2 を越える場合は、固定式 (注 1)
シンガポール	固定式	固定式 (猶予期間については、個船毎に政府へ申請)
ギ リ シ ャ	固定式	固定式 (タンカー等は、申請により猶予期間あり)
フィリピン	固定式 (注 2)	固定式 (注 2) (猶予期間は、次回船底検査あるいは SE 更新検査まで)
バ ハ マ	固定式	固定式 (猶予期間は、次回 SE 検査時まで)
ホ ン コ ン	固定式	固定式 (猶予期間は未定)

注 1 : 以下のいずれかを設置

(1)炭酸ガス装置 : $0.4 \times V \text{ (kg)}$ (V : 塗料庫の容積 (m^3))

(2)粉末装置 : $0.5 \times V \text{ (kg)}$

(3)加圧水噴霧装置 : $A \times 5 \text{ l/m}^2/\text{min}$ (A : 塗料庫の甲板床面積 (m^2))

注 2 : 船橋より制御できること

備考 : 甲板床面積 4 m^2 未満の場合は、固定式に替えて可搬式消火器でよいものとする

参考 : USCG は現在、外国籍船に対して船籍国政府が書面により認めた消火設備を受け入れるとのことですが、まだ流動的です。但し、タンカー等に対しては従来どおり固定式消火設備が要求されます。